

大治町郷土文化認定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大治町内（以下「町内」という。）で受け継がれてきた伝統的な芸能や工芸技術が大治町郷土文化として認定することにより、地域文化の振興のため大治町郷土文化の積極的な活動を期待し、町民の伝統的な文化に対する意識向上及び郷土の文化の発展に貢献することを目的とする。ただし、認定にあたっては文化財保護法（昭和25年5月30日法律第214号）、愛知県文化財保護条例（昭和30年愛知県条例第6号）、大治町文化財保護条例（昭和63年3月17日条例第8号）の規定による指定を受けているものを除く。

(認定)

第2条 大治町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、活動の拠点が町内にあり、保持する芸能または工芸技術に精通した者を対象とし、地域にとって貴重な芸能や工芸技術で、以下のいずれかに該当すると認める場合は、大治町郷土文化の芸能・工芸技術の保持者又は保持団体（以下「保持者等」という。）からの申請に基づき、大治町郷土文化として認定できるものとする。

- (1) 郷土の歴史や文化を象徴しているもの
- (2) 地域の祭礼や行事に関わっているもの
- (3) 世代を超えて地域で受け継がれ、今後も地域の活性化に欠かせないもの
- (4) 県内の特色ある芸能に関わりがあるもの、あるいは県内の特色ある工芸技術を保持し貴重であるもの
- (5) 本町の文化事業に深く関わっているもの
- (6) 前各号に該当しないが、本町の財産として保存・継承していくことが特に必要と認められるもの

2 前項の認定を受けようとする保持者等は、認定申請書（様式1）のほか必要な添付書類（様式2-1、様式2-2、様式3、その他の参考資料等）を教育委員会に提出するものとする。

3 教育委員会は、前項の規定により申請のあった芸能または工芸技術が大治町郷土文化として認定しようとするときは、あらかじめ大治町文化財保護審議会の意見を聞くものとする。

4 教育委員会は、大治町郷土文化として認定したときは、保持者等に認定書（様式4）を交付するものとする。

5 認定を受けた保持者等は、認定書を亡失等したときは、認定書再交付申請書（様式5）により再交付を申請することができるものとする。

(届出)

第3条 保持者等が次のいずれかに該当するときは、保持者等又はその相続人は、速やかに教育委員会に届け出なければならない(様式6)。また、必要書類の提出を求められた場合は、これに従う。

- (1) 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は保持団体が名称若しくは代表者を変更したとき。
- (2) 保持者が死亡し、又は保持者の心身に故障が生じたとき。
- (3) 保持団体が解散し、又は構成員の異動が生じたとき。
- (4) 保持団体の規約などに変更があったとき。

(認定の取消し)

第4条 教育委員会は、下記の事由に該当すると認められるときは、取り消しできるものとする。認定が取り消された場合、保持者等は、速やかに認定書を教育委員会に返納しなければならない。

- (1) 第2条に規定される基準を満たさなくなったとき。
- (2) 大治町郷土文化の保持者が死亡または心身の故障のため保持者として活動できなくなったとき。
- (3) 大治町郷土文化の保持団体がその構成員の異動のため保持団体として活動を継続できなくなったとき。
- (4) 文化財保護法、愛知県文化財保護条例、大治町文化財保護条例の規定による指定を受けたとき。
- (5) その他、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、取消しできるものとする。

(活動)

第5条 保持者等は、大治町郷土文化を町民共有の財産として地域の振興等のため積極的に活動し、町民に広く地域の歴史や工芸技術等に触れる機会を提供することに努めるものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。